

山梨県公報

第七百四十六号

平成十九年

三月二十二日

木曜日

目次

告示

家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施	二〇一
土地改良事業の施行同意	二〇二
県代行市町村道改築工事の完了	二〇三
道路の区域変更	二〇三
道路の供用開始(三件)	二〇三
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	二〇四
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定	二〇五
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	二〇六
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	二〇七

告示

山梨県告示第八十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
牛のブルセラ病及び結核病の発生	富士吉田市、都留市	次のいずれかに該当する生後九十日以上の子牛で実施区域内で飼育しているもの	平成十九年四月二日	一 ブルセラ病検査 1 凝集反応検査 (-) 試験管凝集反

予防のため

山梨県、大月市、笛吹市、上野原市、甲州市及び北留郡	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 5 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛	から平成二十年三月三十一日までの間に於いて対象家畜を飼育している区域又は死亡した区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する日	(一) 応法 (二) 急速凝集反応法 2 補体結合反応検査 3 その他必要な検査 2 結核病検査 1 ツベルクリン検査(皮内注射法) 2 その他必要な検査
甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡及び南都留郡	次のいずれかに該当する生後九十日以上の子牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 5 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛		

牛のヨーネ病の発生予防のため	北杜市	次のいずれかに該当する生後九十日以上の子牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛 5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 6 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛	同	一 酵素免疫測定法による検査 二 ヨーニン検査 三 その他必要な検査
家きんサルモネラ感染症の発生予防	県内全域	実施区域内で飼育している生後百八十日以上の子牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 ウィルスの検査 三 その他必要な検査 凝集反応検査（急速凝集反応法）
高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため	県内全域	実施区域内で千羽以上の採卵鶏を飼育している農場で飼育されている採卵鶏で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 ウィルスの検査 三 その他必要な検査
馬伝染性貧血の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している生後百八十日以上の子馬で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査
牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向の把握のため	県内全域	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定に基づき届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。	同	一 酵素免疫測定法 二 ウエスタンプロット法による検査 三 免疫組織化学的検査

防のため				
腐蝕病の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育しているみつばち	同	一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査
ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アインウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している未越夏牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの	同	一 ブルータング検査 1 寒天ゲル内沈降反応検査 2 臨床検査 二 アカバネ病、チュウザン病、アインウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査 1 中和反応検査 2 臨床検査

山梨県告示第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十九年三月十五日に土地改良事業（万力地区元気な地域づくり交付金事業）の施行について同意した。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第九十一号

過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項の規定に基づき、市町村道の改築に関する工事が完了するので、次のとおり告示する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

路線名	工事区間	工事の種類	完了年月日
北杜市須玉町大字若神子字小 林三三三五番の一地先から			

若神子大蔵線	北杜市須玉町大字若神子字後 田二一五五番地先まで	改良	平成十九年三月三十日
	北杜市須玉町大字若神子字御 崎前六〇五番地先から 北杜市須玉町大字若神子字妙 円寺下五二二番の一七地先ま で		

山梨県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成十九年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲府市桜井町字内山一〇七二番の四地先から 甲府市桜井町字中組九五一番の一一地先まで	八六・〇〇 一三六・〇	八六・〇〇 一三六・〇		九〇・〇

山梨県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十二日

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四一一号	笛吹市大字石和町市部字仲町一 〇三九番の一地先から 笛吹市大字石和町市部字東町一 〇〇七番の一地先まで	一六五・〇	平成十九年 三月二十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	石和温泉停車場線	笛吹市大字石和町市部字鶴飼六 八〇番地先から 笛吹市大字石和町市部字鶴飼七 三五番の四地先まで	八〇・〇	平成十九年 三月二十七日

山梨県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成十九年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
-------	-----	---	--------------	-------------

公 告

県道	桐原藤野線	上野原市大字桐原字井戸横道四 二八八番の二地先から 上野原市大字桐原字井戸横道四 二七〇番地先まで	七五・六	平成十九年 三月二十二日
		上野原市大字桐原字井太家四〇 二四番地先から 上野原市大字桐原字井太家三九 六〇番地先まで	一六四・〇	

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年三月八日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人黒平自然の森学校
 - 2 代表者の氏名 猪股秀男
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市黒平町十三番地
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は、広大な自然に囲まれた黒平を愛する大人から子供まで幅広い年齢層を対象に、広く自然の中での体験活動や環境教育等を通して、人材育成及び過疎高齢化が抱える深刻な課題に対する調査研究や政策提言、また、地域活性化を目指す住民活動支援やその担い手の育成等の事業を行い、山里再生、まちづくり、環境保全に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十九年三月九日から同年五月八日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター

に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成十九年三月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人いでたちの家

2 代表者の氏名 伊井裕

3 主たる事務所の所在地 甲府市天神町二番十三号

4 定款に記載された目的

この法人は、障害者を対象として、社会的自立の促進と生活の質的向上を図るため、地域社会及び行政と協働して、障害者福祉の向上のための事業を行う。又、障害者と健全者との交流を積極的に行い、一般社会での人との交流の掛け橋になると地域や社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年三月十三日から同年五月十二日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
ますほ共立診療所	南巨摩郡増穂町長澤二二五番地四	一九一〇七一一〇三三三	通所介護	平成十九年二月一日
ますほ共立診療所	南巨摩郡増穂町長澤二二五番地四	一九一〇七一一〇三三三	介護予防通所介護	平成十九年二月一日
シライ矯正歯科クリニック	大月市大月一丁目一三番三	一九三二四〇〇三七六	訪問看護（みなし）	平成十九年二月一日

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
シライ矯正歯科クリニック	大月市大月一丁目一三番三	一九三二四〇〇三七六	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十九年二月一日
シライ矯正歯科クリニック	大月市大月一丁目一三番三	一九三二四〇〇三七六	居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年二月一日
シライ矯正歯科クリニック	大月市大月一丁目一三番三	一九三二四〇〇三七六	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年二月一日
シライ矯正歯科クリニック	大月市大月一丁目一三番三	一九三二四〇〇三七六	介護予防訪問看護（みなし）	平成十九年二月一日
シライ矯正歯科クリニック	大月市大月一丁目一三番三	一九三二四〇〇三七六	介護予防訪問リハビリテーション（みなし）	平成十九年二月一日
大津ケアセンター	甲府市大津町一五〇九番地	一九五〇一八〇〇四〇〇	通所リハビリテーション（みなし）	平成十九年二月一日
大津ケアセンター	甲府市大津町一五〇九番地	一九五〇一八〇〇四〇〇	介護予防通所リハビリテーション（みなし）	平成十九年二月一日
大津ケアセンター	甲府市大津町一五〇九番地	一九五〇一八〇〇四〇〇	短期入所療養介護（みなし）	平成十九年二月一日
大津ケアセンター	甲府市大津町一五〇九番地	一九五〇一八〇〇四〇〇	介護予防短期入所療養介護（みなし）	平成十九年二月一日

訪問看護ステーションひまわり	南巨摩郡身延町梅平二四八三番地一六七	一九六〇七九〇〇五一	訪問看護	平成十九年二月一日
訪問看護ステーションひまわり	南巨摩郡身延町梅平二四八三番地一六七	一九六〇七九〇〇五一	介護予防訪問看護	平成十九年二月一日
ケアサービス青空	甲府市武田二丁目二番一四号	一九七〇二〇一八〇二	介護予防訪問介護	平成十九年二月一日
やさしい手福社用具センタ	甲斐市篠原二一七三番地六	一九七二七〇〇二二四	福祉用具貸与	平成十九年二月一日
やさしい手福社用具センタ	甲斐市篠原二一七三番地六	一九七二七〇〇二二四	特定福祉用具販売	平成十九年二月一日
やさしい手福社用具センタ	甲斐市篠原二一七三番地六	一九七二七〇〇二二四	特定介護予防福祉用具販売	平成十九年二月一日
やさしい手福社用具センタ	甲斐市篠原二一七三番地六	一九七二七〇〇二二四	介護予防福祉用具貸与	平成十九年二月一日
いしだ女性クリニク	富士吉田市上吉田二丁目五番一号富士急ターミナルビル五階	一九一三二〇一一二五	居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年二月五日
深沢デンタルクリニク	南アルプス市古市場八七五番地	一九三二六〇〇三六三	訪問看護(みなし)	平成十九年二月五日

深沢デンタルクリニク	南アルプス市古市場八七五番地	一九三二六〇〇三六三	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十九年二月五日
深沢デンタルクリニク	南アルプス市古市場八七五番地	一九三二六〇〇三六三	居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年二月五日
深沢デンタルクリニク	南アルプス市古市場八七五番地	一九三二六〇〇三六三	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年二月五日
深沢デンタルクリニク	南アルプス市古市場八七五番地	一九三二六〇〇三六三	介護予防訪問看護(みなし)	平成十九年二月五日
深沢デンタルクリニク	南アルプス市古市場八七五番地	一九三二六〇〇三六三	介護予防訪問リハビリテーション(みなし)	平成十九年二月五日
デイサービスお茶の間	南アルプス市上宮地二五一番地一	一九七二六〇〇五三九	通所介護	平成十九年二月二十二日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成十九年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
 韮崎市藤井町北下條字上横屋四九一の一、四九一の六、四九一の七、四九二の一、四九二の二、四九七の一、四九七の二、四九七の三、四九八の一、四九八の三、四九八の四、四九八の五、四九九の一、四九九の二、道の一部及び水の一部の区域

二 公共施設の種類の、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所峡北支所及び葦崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市塩部四丁目一の十三 株式会社クスリのサンロード 代表取締役 樋口俊英

公安委員会

山梨県公安委員会告示第二十八号
 信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。
 平成十九年三月二十一日

山梨県公安委員会
 委員長 鶴田美枝

別表第一中

一九	南巨摩郡鯉沢町三八八番地の三先(国道五二号と町道箱原鹿島線との交差点)	鹿島橋西	平七・六・五 告示 第三三三号
一九	南巨摩郡鯉沢町箱原五三五番地の三先(国道五二号と町道鹿島落居線との丁字路交差点)	鹿島橋西	平成一九年三月二日 告示第二八号
二	東八代郡石和町市部一、〇二〇番地先(国道四一一号と県道石	遠妙寺	平六・三・一七 告示 第一四号

和停車場線との丁字路交差点)	
----------------	--

二	笛吹市石和町市部一、〇〇二番地先(国道四一一号と県道石和温泉停車場線との丁字路交差点)	遠妙寺	平成一九年三月二日 告示第二八号
---	---	-----	---------------------

別表第三中

六九〇	市道法能宮原線	都留市法能四〇四番地一四先(住吉町自治会館)から都留市法能一、一一七番地先(カタク商事)まで(一、六〇〇メートル)	大型自動車、大型特殊自動車	土曜・日曜・祭日を除く七時から九時まで	都留	平成一九年三月九日 告示第二七号
-----	---------	---	---------------	---------------------	----	---------------------

六九〇	市道法能宮原線	都留市法能四〇四番地一四先(住吉町自治会館)から都留市法能一、一一七番地先(カタク商事)まで(一、六〇〇メートル)	大型自動車、大型特殊自動車	土曜・日曜・祭日を除く七時から九時まで	都留	平成一九年三月九日 告示第二七号
六九一	市道	甲斐市西八幡三、五五五番地先(下八幡交差点東側)から甲斐市西八幡二、三七八番地三先(玉幡西交差点東側)まで(八〇メートル)	車両(二輪、軽車両、沿道、家屋関係車両を除く)	終日	南甲府	平成一九年三月二日 告示第二八号

六九二	県道石和温泉停車場線	笛吹市石和町市部九四〇番地先から笛吹市石和町市部一、〇番地先（遠妙寺南側）まで（七〇メートル）	車両（一輪、軽車両、沿道家屋関係車両を除く。）	（）	終日	笛吹	平成一九年三月二日 告示第二八号
-----	------------	---	-------------------------	----	----	----	---------------------

に改める。

別表第四中

五二六	国道一四〇号（西関東連絡道路・オンランプ）	山梨市万力二三一番地三先（下り万力オンランプ起点部）から山梨市万力一五三番地一先（下り万力オンランプ終点部）まで（二二九メートル）	車両	（）	車両進行 東から西 へ終日	日下部	平成一九年三月一九日 告示第二七号
-----	-----------------------	---	----	----	---------------------	-----	----------------------

を

五二七	県道甲斐中央線	甲斐市西八幡三、五九番地先（玉幡西交差点・県道甲斐中央線北進から県道甲府南アルプス線（通称廃軌道西	車両	（）	車両進行 南から西 へ終日	南甲府	平成一九年三月二日 告示第二八号
-----	---------	---	----	----	---------------------	-----	---------------------

に改める。

別表第六中

五二八	県道甲斐中央線	甲斐市西八幡三、五九番地先（玉幡西交差点・県道甲斐中央線南進から県道甲府南アルプス線（通称廃軌道東進への左折導流部）（二〇メートル）	車両	（）	車両進行 北から東 へ終日	南甲府	平成一九年三月二日 告示第二八号
五二九	国道一三七号（上黒駒バイパス・流出路）	笛吹市御坂町上黒駒一、八八二番地の一先（国道一三七号上り線からの流出部）から笛吹市御坂町上黒駒一、八五〇番地先まで（一四〇メートル）	車両	（）	車両進行 西から東 へ終日	笛吹	平成一九年三月二日 告示第二八号
五三〇	国道一三七号（上黒駒バイパス・流入路）	笛吹市御坂町上黒駒一、八五〇番地先から笛吹市御坂町上黒駒一、八七四番地の一先（国道一三七号上り線への流出部）まで（一四〇メートル）	車両	（）	車両進行 東から西 へ終日	笛吹	平成一九年三月二日 告示第二八号

五〇一	国道一四〇号（西関東連絡道路・オンランプ）	笛吹市春日居町上岩下一三七番地先（上り上岩下オンランプ終点部）	東進する車両	（）	終日	日下部	平成一九年三月一九日 告示第二七号
-----	-----------------------	---------------------------------	--------	----	----	-----	----------------------

五〇二	国道一四〇号(西関東連絡道路・オンランプ)	笛吹市春日居町上岩下一三七番地先(上り上岩下オンランプ終了点部)	東進する車両	終日	日下部	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
五〇二	県道甲府南アルプス線(通称バス通り)	甲斐市西八幡三、五四八番地一先(下八幡交差点西側)	東進する車両	終日	南甲府	平成一九年三月二二日 告示第二十八号
五〇三	国道一三七号(上黒駒ハイパス・流入路)	笛吹市御坂町上黒駒一、八七四番地の一先(国道一三七号上り線との接続部)	富士河口湖町方面へ進行する車両	終日	笛吹	平成一九年三月二二日 告示第二十八号
五〇四	国道一三七号(上黒駒ハイパス)	笛吹市御坂町上黒駒一、八八二番地の二先	笛吹市石和町方面へ進行する車両	終日	笛吹	平成一九年三月二二日 告示第二十八号

に改める。
別表第十中

一三	国道五二号線	甲府市富竹一丁目三番三三号先(花輪自転車店前)交差点	三	甲府	五・一・一・一三八号
----	--------	----------------------------	---	----	------------

三五九	削除		南甲府	平成一九年三月二二日 告示第二十八号
三五九	県道新甲府櫛形線	中巨摩郡竜王町西八幡二、三八〇番地先(宝フアッション前)	南甲府	四九・四・一一六号
三五三	削除		南甲府	平成一九年三月二二日 告示第二十八号
三五三	県道甲府櫛形線	中巨摩郡竜王町西八幡三、五五六番地先(立沢塗工所前)	南甲府	四九・四・一一六号
一三	国道五二号	甲府市貢川二丁目二番二号先(貢川交差点)	甲府	平成一九年三月二二日 告示第二十八号
九七一	国道四一一号線	東八代郡石和町市部一、〇二〇番地先交差点	石和	四九・四・一一六号

<p>を 九七一 国道四 一―号 笛吹市石和町市部一、〇〇二番 地先（遠妙寺交差点）</p> <p>二 笛吹 平成一九年三月 二二日 告示第二八号</p>	<p>に 二、〇三四 国道 五二号 線 南巨摩郡鯉沢町三八八番地の三 先（鹿島橋西詰）</p> <p>一 鯉沢 五一・六・六 二二号</p>	<p>を 二、〇三四 国道五 二号 南巨摩郡鯉沢町五三五番地の三 先（鹿島橋西）</p> <p>一 鯉沢 平成一九年三月 二二日 告示第二八号</p>	<p>に 三、三〇八 国道 一三九 号富士 見バイ パス 富士吉田市上吉田三、四六四番 地の二先 （桂橋交差点）</p> <p>三 富士 吉田 平二・三・一 告示 第一四号</p>	<p>を 三、三〇八 国道一 三九号 （富士 見バイ パス） 富士吉田市上吉田三、四六四番 地の二先（桂橋交差点）</p> <p>四 富士 吉田 平成一九年三月 二二日 告示第二八号</p>
---	--	---	--	---

<p>を 四、六一七 県道 甲府櫛 形線 （都市 計画道 路塩部 町開国 橋線） 中巨摩郡竜王町西八幡三、五九 九番地先 （株秀和前交差点）</p> <p>一 南甲 府 平二・三・一 告示 第一四号</p>	<p>を 四、六一七 県道甲 府南ア ルプス 線（通 称廃軌 道） 甲斐市西八幡三、五九九番地先 （玉幡西交差点）</p> <p>六 南甲 府 平成一九年三月 二二日 告示第二八号</p>	<p>に 五、二〇七 国道二 〇号（ 大月バ イパス ） 大月市駒橋二丁目五番二二号先 （駒橋交差点）</p> <p>二 大月 平成一九年三月 一九日 告示第二七号</p>	<p>を 五、二〇七 国道二 〇号（ 大月バ イパス ） 大月市駒橋二丁目五番二二号先 （駒橋交差点）</p> <p>二 大月 平成一九年三月 一九日 告示第二七号</p>	<p>に 五、二〇八 県道甲 府南ア ルプス 甲斐市西八幡三、五四四番地先 （下八幡交差点）</p> <p>四 南甲 府 平成一九年三月 二二日 告示第二八号</p>
---	--	--	--	---

に改める。
別表第十四中

八七	県道 石和停 車場線	東八代郡石和町市 部一、〇一〇番地 先から東八代郡石 和町市部六七〇番 地先（穴水スタ）	一七四	高速車 中速車	四十	石和 ・四九・四 一六号				
五、二二三	県道一 四〇号 （西関 東連絡 道路・ 一般部 ） 沢谷村 線	都留市玉川七二七番地先（引の 田橋東詰丁字路交差点）	一	都留	平成一九年三月 二二日 告示第二八号	五、二二二	国道一 四〇号 （西関 東連絡 道路・ 一般部 ） 山梨市万力八八五番地先	一	日下 部	平成一九年三月 二二日 告示第二八号
五、二二一	県道南 アルプ ス甲斐 線	南アルプス市鏡中條三、四〇〇 番地先（南若草建設資材置場東 側十字路交差点）	一	南アル プス	平成一九年三月 二二日 告示第二八号	五、二二〇	県道一 軒茶屋 荊沢線	一	南アル プス	平成一九年三月 二二日 告示第二八号
五、二〇九	市道櫛 形一 号線	南アルプス市沢登九九三番地四 先（桃園郵便局東側十字路交差 点）	一	南アル プス	平成一九年三月 二二日 告示第二八号	五、二〇九	市道櫛 形一 号線	一	南アル プス	平成一九年三月 二二日 告示第二八号

一、六 五七	市道赤 坂線	富士吉田市上吉田 三、四六四番地の 二先（桂橋交差点 ）から富士吉田市 上吉田六、一一一	六三五	車両（ 原付・ けん引 ）を 除く	五〇	富士 吉田	平成一九 年三月二 二日 告示第二 八号
一、六 五六	県道山 中湖忍 野富士 吉田線	南都留郡忍野村忍 草一、五九三番地 一先（丁字路交差 点）から富士吉田 市大明見七四七番 地先（砂原橋東交 差点）までの両側	四、二〇〇	車両（ 原付・ けん引 ）を 除く	五〇	富士 吉田	平成一九 年三月一 九日 告示第二 七号
一、六 五六	県道山 中湖忍 野富士 吉田線	南都留郡忍野村忍 草一、五九三番地 一先（丁字路交差 点）から富士吉田 市大明見七四七番 地先（砂原橋東交 差点）までの両側	四、二〇〇	車両（ 原付・ けん引 ）を 除く	五〇	富士 吉田	平成一九 年三月一 九日 告示第二 七号
八七	県道石 和温泉 停車場 線	笛吹市石和町市部 六七〇番地先（鶴 飼橋北詰交差点） から笛吹市石和町 市部一、〇〇二番 地先（遠妙寺交差 点）までの両側	一七四	車両（ 原付・ けん引 ）を 除く。	四〇	笛吹	平成一九 年三月二 二日 告示第二 八号

に改める。
別表第十五中

番地先(鐘山北交 差点)までの両側	。
----------------------	---

一八九	県道 石和停 車場線	東八代郡石和町市部 一、〇一〇番地先 (県道甲府青梅線と の交差点)から東八 代郡石和町市部六七 〇番地先(鵜飼橋北 詰交差点)までの両 側	一七五	車両	終日	石和	五一・一 二・三 四六号
-----	------------------	---	-----	----	----	----	--------------------

一八九	県道石 和温泉 停車場 線	笛吹市石和町市部六 七〇番地先(鵜飼橋 北詰交差点)から笛 吹市石和町市部一、 〇〇二番地先(遠妙 寺交差点)までの両 側	一七四	車両	終日	笛吹	平成一九 年三月二 二日 告示第二 八号
-----	------------------------	---	-----	----	----	----	----------------------------------

四六〇	県道山 中湖忍 野富士 吉田線	南都留郡忍野村忍草 一、五九三番地一先 (丁字路交差点)か ら富士吉田市大明見 七四七番地先(砂原 橋東交差点)までの 両側	四、二〇〇	車両	終日	富士 吉田	平成一九 年三月一 九日 告示第二 七号
-----	--------------------------	--	-------	----	----	----------	----------------------------------

に改める。
別表第十六中

四六〇	県道山 中湖忍 野富士 吉田線	南都留郡忍野村忍草 一、五九三番地一先 (丁字路交差点)か ら富士吉田市大明見 七四七番地先(砂原 橋東交差点)までの 両側	四、二〇〇	車両	終日	富士 吉田	平成一九 年三月一 九日 告示第二 七号
四六一	市道赤 坂線	富士吉田市上吉田三 、四六四番地の二先 (桂橋交差点)から 富士吉田市上吉田六 、一二一番地先(鐘 山北交差点)までの 両側	六三五	車両	終日	富士 吉田	平成一九 年三月二 二日 告示第二 八号

九、八九六	県道 甲府櫛 形線	中巨摩郡竜王町西八幡三、五九 九番地先 (株秀和南側・東進車両)	南甲府	平二・三・一 三 告示 第一四号
-------	-----------------	--	-----	---------------------------

九、八九六	削除	南甲府	平成一九年三月 二二日 告示第二八号
-------	----	-----	--------------------------

一一、一六八	市道	上野原市上野原二、二九七番地 二先(中原橋北詰交差点・西進 車両)	上野原	平成一九年三月 一九日 告示第二七号
--------	----	---	-----	--------------------------

一一、一七六	新居団 市道西	南アルプス市落合一、九六六番地先（西新居橋西詰十字路交差	南アルプス	平成一九年三月二二日
一一、一七五	市道荊 沢湯沢 線	南アルプス市落合一、六〇二番地一先（市道同士の十字路交差 点・西進車両）	南アルプス	平成一九年三月二二日 告示第二八号
一一、一七四	市道荊 沢湯沢 線	南アルプス市落合四四四番地一先（市道同士の十字路交差 点・東進車両）	南アルプス	平成一九年三月二二日 告示第二八号
一一、一七三	市道荊 沢芦原 線	南アルプス市落合三〇番地先（市道同士の十字路交差 点・東進車両）	南アルプス	平成一九年三月二二日 告示第二八号
一一、一七二	市道	甲斐市西八幡三、六〇八番地一先（玉幡西交差点東側十字路交 差点・北進車両）	南甲府	平成一九年三月二二日 告示第二八号
一一、一七一	市道	甲斐市西八幡二、三七八番地三先（玉幡西交差点東側十字路交 差点・南進車両）	南甲府	平成一九年三月二二日 告示第二八号
一一、一七〇	市道	甲斐市西八幡三、五五五番地二先（下八幡交差点東側丁字路交 差点・北進車両）	南甲府	平成一九年三月二二日 告示第二八号
一一、一六九	市道水 門新青 沼線	甲府市丸の内二丁目一八番七号先（日本たばこ産業㈱甲府営業 所南西角交差点・南進車両）	甲府	平成一九年三月二二日 告示第二八号
一一、一六八	市道	上野原市上野原一、二九七番地二先（中原橋北詰交差点・西進 車両）	上野原	平成一九年三月一九日 告示第二十七号

一一、一七八	市道農 道若草 四一号 線	南アルプス市藤田一、六五四番地一先（若草デイサービスセン ター南側十字路交差点・北進車 両）	南アルプス	平成一九年三月二二日 告示第二八号
一一、一七九	市道農 道若草 四一号 線	南アルプス市藤田二、六九七番地先（若草デイサービスセンタ ー南側十字路交差点・南進車両 ）	南アルプス	平成一九年三月二二日 告示第二八号
一一、一八〇	市道若 草二八 〇号線	南アルプス市藤田二、三八七番地先（油川三号橋東詰十字路交 差点・南進車両）	南アルプス	平成一九年三月二二日 告示第二八号
一一、一八一	市道若 草二八 〇号線	南アルプス市藤田二、三八八番地先（油川三号橋東詰十字路交 差点・北進車両）	南アルプス	平成一九年三月二二日 告示第二八号
一一、一八二	八ヶ岳 南広域 農道	北杜市高根町下黒沢一、七六四番地一先（県道北杜八ヶ岳公園 線との丁字路交差点・西進車両 ）	長坂	平成一九年三月二二日 告示第二八号
一一、一八三	市道東 尾根志 合線	北杜市高根町下黒沢一、六九七番地一先（広域農道との十字路 交差点・北進車両）	長坂	平成一九年三月二二日 告示第二八号
一一、一八四	市道東 尾根志 合線	北杜市高根町下黒沢一、六八九番地一先（広域農道との十字路 交差点・南進車両）	長坂	平成一九年三月二二日 告示第二八号

一一、一八五	市道	笛吹市石和町四日市場三一番地の 一先(市道同士の十字路交差 点・西進車両)	笛吹	平成一九年三月 二二日 告示第二八号
一一、一八六	市道	笛吹市石和町四日市場一〇番地 の一先(市道同士の十字路交差 点・東進車両)	笛吹	平成一九年三月 二二日 告示第二八号
一一、一八七	市道	山梨市上石森七二〇番地一先(山梨市民総合体育館北側十字路 交差点・南進車両)	日下部	平成一九年三月 二二日 告示第二八号
一一、一八八	市道	山梨市上石森一、二五七番地一 先(山梨市民総合体育館北側十 字路交差点・北進車両)	日下部	平成一九年三月 二二日 告示第二八号
一一、一八九	市道	都留市小形山七九八番地一先(東進 車両)	都留	平成一九年三月 二二日 告示第二八号
一一、一九〇	市道	都留市小形山七八八番地九先(西進 車両)	都留	平成一九年三月 二二日 告示第二八号
一一、一九一	市道	都留市古川渡三六四番地二先(中央自動車道カルポートボックス 又大月一九南側十字路交差点・ 南進車両)	都留	平成一九年三月 二二日 告示第二八号
一一、一九二	村道三 二九号 線	南都留郡鳴沢村三、四〇一番地 先(北進車両)	富士吉 田	平成一九年三月 二二日 告示第二八号
一一、一九三	村道三 二九号 線	南都留郡鳴沢村三、一一九番地 先(南進車両)	富士吉 田	平成一九年三月 二二日 告示第二八号

<p>に改める。 別表第十七中</p>		二四二	県道石和温泉停車場線	東八代郡石和町市部六七〇番地先(鶴飼橋北詰交差点)から笛吹市石和町市部一、〇〇二番地先(遠妙寺交差点)までの両側	一七四	車両	終日	笛吹	平成一九年三月二二日 告示第二八号
<p>に改める。 別表第三十三中</p>		一六〇	国道四一 号(城東バイパス)	甲府市国玉町三三番地の一先(山梨学院大南交差点)	四	車両	終日	石和	四九・四一 一六号
一六〇	国道四一 号(城東バイパス)	甲府市国玉町三三番地の一先(山梨学院大南交差点)	四	平成一八年七月二四日 告示第七〇号					
一六〇	国道四一 号(城東バイパス)	甲府市国玉町三三番地の一先(山梨学院大南交差点)	四	平成一八年七月二四日 告示第七〇号					

一六二	県道甲府南アルプス線(通称バス通り)	甲斐市西八幡三、五四四番地先(下八幡交差点)	四	平成一九年三月二日 告示第二八号
一六二	県道甲府南アルプス線(通称廃軌道)	甲斐市西八幡三、五九九番地先(玉幡西交差点)	四	平成一九年三月二日 告示第二八号

に、

三三	国道一三九号富士見バイパス	富士吉田市上吉田三、四六四番地の二先(桂橋交差点)	三	平一・二・三・一三 告示 第一四号
----	---------------	---------------------------	---	-------------------------

を

三三	国道一三九号(富士見バイパス)	富士吉田市上吉田三、四六四番地の二先(桂橋交差点)	四	平成一九年三月二日 告示第二八号
----	-----------------	---------------------------	---	---------------------

に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番